主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人磯田亮一郎、同高谷一生、同西田嘉晴の上告趣意は、憲法三七条二項違反をいうが、記録によれば、所論実況見分調書については、第一審において、被告人および弁護人は、これを証拠とすることに同意しており、その作成者に対する審問権を放棄したものであるから、論旨は、前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四六年五月二〇日

最高裁判所第二小法廷

郎	太	幸	Ш	色	裁判長裁判官
_		朝	上	村	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官